

仕 様 書

委託業務の名称 資源ごみ・粗大ごみ運搬業務（匝瑳中継施設）

委託業務の箇所 匝瑳中継施設（匝瑳市松山107番地）ほか

この仕様書は、資源ごみ・粗大ごみ運搬業務（匝瑳中継施設）の概要を示すものであり、受注者は現状に応じて、ここに記載されていない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

1 業務の目的

匝瑳中継施設（以下「中継施設」という。）に搬入される資源ごみ等の受入れ、積み込み及び運搬等に係る業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 中継施設において、住民等から直接搬入される資源ごみ等の受入れの補助作業を行う。
- (2) 資源ごみ等の搬入状況により、東総地区クリーンセンター（銚子市野尻町1678番地の1）（以下「クリーンセンター」という。）へ運搬し、荷卸しを行う。
- (3) 上記(1)、(2)に付帯する業務を行う。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務に必要とされる要件

- (1) 業務にあたって、効率的に運搬作業が可能な車両を常備できること。
- (2) 業務にあたっては、道路交通法その他関係法令に基づき、適法な免許所持者を配置できること。
- (3) 中継施設において搬入された資源ごみ等を受け入れるため、コンテナ等の機材を常備し、発注者が指示する場所に備え付けることができること。
- (4) 労働安全衛生法に基づき、運転手の適正な健康管理が図れること。
- (5) 運転手が休暇取得、病休その他事故等により業務を遂行することが困難な場合、代替要員による業務の確実な履行が図れること。
- (6) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有する者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- (8) 自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の6に定める基準に基づき他人に委託して受託業務を実施する者であること。

5 人員及び業務実施基準

- (1) 業務にあたっては、原則として、1日につき運転手兼作業員2名以上を配置する

こと。なお、発注者に対して人員配置計画を示すこと。

- (2) 使用車両について、事前に発注者へ任意の書面（車検証の写しを添付）にて届出すること。また、使用車両を変更又は追加する際にも同様に届出すること。
- (3) 資源ごみ等の搬入状況に応じて、効率的に指定場所への運搬作業を行うこと。
- (4) 運搬作業にあたっては、他の車両等の通行の妨げとならないよう注意すること。
- (5) 運搬作業中における一般廃棄物の飛散及び流出を防止すること。
- (6) 作業日ごとに別添「運搬業務報告書」に所定事項を記載し、発注者へ提出すること。

6 作業日及び作業時間

- (1) 作業日 原則日曜日を除く毎日。
ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く。
- (2) 作業時間 原則午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、1日あたり実労働時間7時間45分の範囲で、始終業時刻を協議により変更する場合がある。

7 運搬経路

運搬経路については発注者と協議の上、定めるものとする。

8 運搬対象廃棄物及び保管機材

運搬対象廃棄物の種類及び中継施設に備え付けるコンテナ等保管機材の要件は次のとおりとする。

| 運搬対象廃棄物 | コンテナ等保管機材 |
|---------|---------------------------------------|
| 缶類 | 8 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |
| ペットボトル | 8 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |
| ビン | 8 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |
| 紙類 | — |
| 衣類 | — |
| 金属類 | — |
| 小型家電 | 8 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |
| 有害ごみ | 8 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |
| 粗大ごみ | 12 m ³ 以上の容量のある保管機材を常時備え付け |

9 経費の負担等

受注者が準備する車両及び関係機材の維持管理に係る費用については、全て受注者が負担するものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、災害、事故、その他やむを得ない理由により業務に支障が生じたとき、

又は生じる恐れがあるときなどの緊急時には、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な対応を行うこと。

- (2) 受注者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 業務中に事故が発生した場合は、受注者の責任においてその解決に努めること。また、受注者の故意又は重大な過失により発生した事故によって、発注者及び第三者に危害及び損害を及ぼした場合には、速やかに復旧し、それに必要な全ての費用を受注者が負担すること。
- (4) 異常気象等の天災により、安全な業務の履行が困難となることが予想される場合は、発注者と受注者による協議の上、作業日及び作業時間の変更並びに業務の休止をすることができるものとする。なお、業務の履行が困難な状況が発生した際も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上、定めるものとする。